第３号様式（第６条関係）（昭51運令８・平元運令24・平14国交令79・一部改正）

第　　号

改造修理事業場認定書

殿

船舶安全法第６条ノ２の規定により下記のとおり認定する。

1　認定に係る事業場の名称及び所在地

2　認定に係る船舶又は物件の範囲

3　船舶又は物件の範囲以外についての限定事項

4　認定の有効期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

年　　月　　日

国土交通大臣　　印